



医療事務119番

相談できる。こたえてくれる。

vol.01

2016年3月15日

ご挨拶

会員様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび会員様向けに「医療事務119番」と題しまして、歯科訪問診療における医療事務関連情報をお届けさせていただきます。担当させていただきます、鶴巻ひとみと申します。よろしくお願い申し上げます。全6回（2016年3月15日より5月末）、期間限定で講座を開催させていただきます。

ここ数年の診療報酬改定では歯科医師や歯科衛生士の文書提供が煩雑になり、診療に専念しづらい状況が続いています。さらには、全国で実施される「個別指導」への対応として治療内容の妥当性や複雑な介護報酬請求の正当性、請求内容の検証にも注意を払わなければならないのが現状です。私たちはこれらの問題に対処するべく、診療報酬の研究に力を注いでいます。

今回は初回ということで、歯科訪問診療における基本項目をお知らせします。先生方が現場で困られたことやご不明なことをメール等でお知らせ頂けましたら、随時回答させていただきます。

これを機に、皆様の信頼にお応えできるよう倍日の努力をしてみたい所存でございます。今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。まずは略儀ながら書中をもちましてご挨拶申し上げます。



医療事務119番

鶴巻ひとみ

歯科医師会をはじめ医療関連企業等に研修会を多数実施。全国800件以上の歯科医院へのサポート経験と実績を持つ訪問歯科関連の第一人者。

よくあるご質問①

Q 訪問歯科診療をはじめようと思っています。
よく介護保険の請求が発生すると聞きますがよく分かりません。
具体的にはどのようなことですか？

A 患者さんより依頼を受け歯科訪問診療を行った場合、
当該患者が**居宅の要介護認定者**の場合は、歯科医師又は歯科衛生士が行う
医学管理指導は、**介護保険が優先**です。介護保険で指導を行うこととなります。

おさらいです→



先生方の訪問先が患者の居宅等であって当該患者が要介護認定を受けている場合は基本診療料及び処置等は診療報酬明細書にて請求を行い、医学管理指導に関しては介護保険で請求することとなります。

訪問先が**介護保険施設、入院先の病院**であった場合、又は**居宅の当該患者が介護保険の認定を受けていなかった場合**は、基本診療料及び処置等、医学管理指導料全て診療報酬明細書1枚にて請求します。

居宅で要介護認定を受けている患者様の場合

■ 医療保険（診療報酬）

■ 介護保険

歯科訪問診療料
その他加算

+

検査・処置料

+

管理・指導料

（歯科医師・歯科衛生士によるもの）

管理・指導料は「居宅療養管理指導料」として介護保険で請求する。

介護保険施設または居宅で要介護認定を受けていない患者様の場合

歯科訪問診療料
その他加算

+

検査・処置料

+

管理・指導料

（歯科医師・歯科衛生士によるもの）

全て医療保険（診療報酬）で請求する。

Point
1

居宅の要介護認定者の居宅とはどのような場所になるでしょうか。

当該患者の居住されている自宅ですが、その他居宅系施設等に入居されている方も対象になります！

居宅扱いの
患者様

①自宅

②介護保険施設、病院以外の居宅系施設

- ・ 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・高齢者専用賃貸住宅
- ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等

Point
2

介護保険施設とは以下の3施設のみです。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

②介護老人保健施設（老健）

③介護療養型医療施設

Point
3

居宅の要介護認定を受けている患者の診療を行った際、患者が介護保険での指導を拒否、あるいは同意が得られない場合は、医療保険での指導に差し替えることはできません。その場合は指導が行えない、又は行っても請求ができないということになるため、事前のインフォームドコンセントがととても重要になります。

誤って請求してしまい気づかずにいた場合は、医療保険と介護保険との突合がなされ医療機関に国保連合会経由で返戻されます。また会計検査院による調査・確認、健康保険法に基づく適時調査なども発生するため注意が必要です。

次回は介護保険での指導その内容や注意点、一部負担金での留意点についてお知らせします。